

川西町新規就農者総合支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、川西町長堀堰農業振興基金の運用に関する規則（平成6年規則第15号）第2条第2号の規定により、将来の農業を担う後継者育成のための支援を行うため、川西町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、川西町新規就農者総合支援事業の実施に係る内容（以下「補助事業」という。）及び予算の範囲内で交付する補助金等について定めるものとする。

（補助事業の区分、支援内容及び交付対象者等）

第2条 補助事業の区分は、研修費用補助事業とし、支援内容及び交付対象者等（以下「補助事業者」という。）は別表に定めるところとする。

（交付申請等）

第3条 規則第4条に定める補助金等交付申請書の提出期限は、町長が別に定める日までとし、添付すべき書類は、研修費用補助事業計画書（別記様式）とする。

（実績報告）

第4条 規則第13条に定める補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して20日を経過する日又は、補助事業を実施した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、研修費用補助事業実績書（別記様式）とする。

（補助金の返還）

第5条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正な申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第2条別表に規定する要件を満たすことができなくなったとき。
- (3) その他、町長が補助金を返還させることが適当と認めたとき。

2 補助事業者は、前項の規定により返還命令を受けた場合、速やかに補助金を返還しなければならない。

（補助金返還の免除）

第6条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、補助金の返還を免除することができる。

- (1) 災害その他、補助事業者の責に帰することができない事由により、就農ができなくなったとき。
- (2) その他、町長が特に必要と認めたとき。

（その他）

第7条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、町長が別にこれを定め

る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和４年４月１日告示第９８号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和６年４月１日告示第４１号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和７年４月１日告示第７５号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別記様式

研修費用補助事業計画（実績）書

1 事業の目的

（１）研修の内容（作物・技術 等）

（２）研修先

（３）研修（予定）期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 経費の配分

区分	事業費要する経費（又は事業に要した経費） （A）+（B）	負担区分		備 考
		町補助金 （A）	その他 （B）	
事業費	円	円	円	
合 計				

3 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

4 添付書類

（１）交付申請時

- ① 事業費が分かる見積書 等
- ② その他町長が必要と認める書類

（２）実績報告時

- ① 研修レポート
- ② 領収書等事業費が分かるもの